213

質問第二一三号

受動喫煙防止対策に関する質問主意書

提出者

本村賢

太郎

受動喫煙防止対策に関する質問主意書

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、 厚生労働省は受動喫煙防止の強化案を発表した。 W H

O は 「喫煙と受動喫煙が死亡、 疾患及び障害を引き起こすことが科学的に証拠により明白に 証明されてい

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」を二千五年に発効させ、

我

が国もこれに署名している。

る」としており、

日本においても、 受動喫煙対策に言及した「健康増進法」や「労働安全衛生法」の整備など対策に取り組

んできた。 また、 神奈川県や兵庫県では条例を制定し、 受動喫煙防止の取組が実施されている。 また、 喫煙

環境の店頭表示への取組が進んでおり、 飲食店の利用に際して約半数の客が店頭表示を見て店選びをしてい

るという調査もある。 (「近代食堂」二千十六年八月号) 店頭表示の結果として、 利用客からのクレー

減った等の店舗側からの意見もあり、 あわせて外国人客の対応としても有効だという意見もある。

我が国においては、 路上喫煙禁止の取組が進んでおり、多くの自治体で条例が制定されている。 建物内完

全禁煙にした場合、喫煙者は喫煙する場所を完全に失う可能性がある。他方で、分煙を進めていく場合、 分

煙するための費用や方法が課題となっている。

このような現状を踏まえて、以下質問する。

二千四年のアテネ大会以降、 罰則付きの受動喫煙防止法を定める 「禁煙五輪」 の流れが定着している。

開催決定時に法制度が未整備だったロシアや、二千十八年に平昌大会を控えた韓国では、ほとんどすべて

の屋内施設を全面禁煙とした。このように、二千二十年の東京大会に向けて受動喫煙防止対策は重要な論

点となってくるが、対策推進に対する政府の見解はいかなるものか。

訪日外客の対応のためにも、また喫煙者と禁煙者が共に心地よく過ごしていくためにも、店頭表示の推

進に取り組むことは有効であると考えるが、政府の見解は。

 \equiv 「分煙に取り組みたいが、 費用や方法が課題となっている」という声について、たとえば兵庫県では経

費の補助に取り組んでいる。 政府として支援を行っていく考えはあるか。

右質問する。